人権啓発推進センター広報誌

# りっぷる RIPPLE

vol.5 2006.8

「りっぷる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

特集 とくしゅう

## 多文化共生社会をめざして

平成17年度人権啓発ポスター　中学校の部

最優秀賞　木野下義隆（きのしたよしたか）さん　浜田市立第一中学校

《評》

明快な色の組み合わせと「いじめ」という根菜を「引っこ抜け!」にかけた図案が視覚に直接的にメッセージを伝えます。

発行:島根県人権啓発推進センター

# 特集 とくしゅう 多文化共生社

## 「beautiful

私はこの島根県で生まれて育ち、日本語を話し、日本の友達が通う学校に通い、日本の友達と何も変わらない生活をしています。こんな皆さんと何も変わらない私ですが、自分の名前を名乗る時、困惑したり躊躇してしまうことがあります。なぜなら私は在日韓国人であり、名前も通名（日本名）ではなく本名 ( 韓国名 ) で生活しているからです。

幼い頃、私が生まれる前に他界したハラボジ（祖父）にまつわる「伝説」を、母はまるで自分の自慢話のように聞かせてくれました。それを聞きながら育った私は、自分が在日韓国人であることを自然に受け入れられたし、何よりも堂々としていることができました。

しかし、小学校に入り学年が上がるにつれて、自分の名前にコンプレックスを抱くようになりました。当時は在日について何の教育も受けておらず、何も知らない状態のクラスメートたちが、皆とは違う私の名前を笑ったり、韓国や韓国人についてからかったりと、言葉の暴力により傷つくことが多くなったからです。その時は、本当に心の底から自分の名前を嫌い、通名で学校に通わせてくれなかった両親に恨めしささえ感じました。

当時、幼かった私は自分で解決することができず、思い切って母と担任の先生に心の内を相談しました。母は「何も悪いことをしていないのだから堂々としてなさい」と励ましてくれ、担任の先生も在日韓国・朝鮮人の人権に関する特別授業を設けて応援してくださり、徐々に差別は無くなっていきました。友人たちも私を受け入れてくれ、再び元気に学校に通うことができましたが・・・。私の心の中にはしこりが残っていました。

外国の友達と

中学、高校での学校生活の中、皆の前で自分の名前を呼ばれるたびに、自分がとても不自然な存在に感じられました。私は在日韓国人だと言いつつも、韓国語はおろか、韓国について何も知らなかったからです。その思いは少しずつ大きくなり、ついに自分のルーツを探すため高校卒業と共に韓国留学を決意しました。

韓国でも、もちろん私の名前は変わりません。その代わり韓国語で呼ばれます。初めて韓国語の発音で私の名前を呼ばれたとき、その音の自然さに感激したことを覚えています。そして本当の名前を手に入れた私は、韓国の大学生活で在日韓国人として「よそ者」扱いされるのではなく自然に受け入れられるものとばかり思っていました。

しかし、私の考えは全く外れました。韓国社会も韓国の人々の考えも私たち在日韓国人＝「よそ者」なのです。まず、在日韓国人の存在についての認識度が極めて低いことに驚愕しました。

実際、学校などで友人に「君は日本から来たのになぜ韓国の名前を持っているの？」と聞かれたこ

# 会をめざして

## name」～本名で生きる～

ソウル大学2年　朴（PARK）　美和（MIHWA）　23歳

とがあります。また、在日韓国人に対しての誤った理解に衝撃を受けることも多くあります。在日のルーツが見つかるはずと思っていた韓国で、実際には何も見つけられない状況や、在日韓国人である自分の存在について本当は何も知らないことに気づき、もどかしさを感じるようになりました。

「これでは何の意味もない。何かいい方法はないだろうか・・・」と悩んでいたとき、2006年2月にある「東アジア大学生平和・人権キャンプ」のことを知り、参加することにしました。

そこでは、自分の意思とは関係なく日本に移民してきた在日韓国・朝鮮の人々が日本でどのように生きてきたか、どのような扱いをされてきたか、そして今現在の在日韓国・朝鮮人の姿など、多方面から在日について学び、また発見することができました。

このキャンプに参加し、もう１つ印象深かったことがあります。それは、「在日韓国人・朝鮮人」である私たちの問題に真剣に取り組んでくれた日韓の大学生たちの姿です。その姿に私は本当に大きな勇気をもらいました。それと同時に自分たちの問題にも関わらず、向き合おうとしない「在日」の若者が増えていることに対し、この上ない不安を感じました。その原因の根底にはやはり差別があるからです。

日本で私が母と一緒にタクシーに乗っている時でした。何気なく母と私が韓国語で会話をしていたら、突然タクシーの運転手さんが、「在日の方ですか?」と聞いてきたのです。私は唐突な質問に驚きつつも「はい」と答えました。すると、その人が「私も在日なんですよ」と嬉しそうに話し出しました。

しかし、その人は帰化し、娘にも日本国籍を持たせたと言うのです。話を聞くと、本名で会社に勤めていた時、理不尽な扱いを受けたり偏見に悩まされ、帰化してしまったということでした。「自分のかわいい娘には自分のような悲しい思いをさせたくなかった・・・」。その悲しさと悔しさにあふれた声を、今でも忘れることができません。

私はこれまで、社会的差別のため日本国籍に帰化する人が多いと聞いたことはありましたが、これほど深刻な状況に追い込まれた在日の方に実際に会ったのは初めてでした。この時、改めてこの問題の重大さを確認し、少しでも早く改善されてほしいと強く感じました。在日韓国・朝鮮の人々のために何ができるのか、これからの自分のあり方について考えるきっかけになりました。

私は今、ソウル大学の音楽科で声楽を学んでいます。将来は音楽を通じてもっと日韓の友好関係を発展させ、在日韓国・朝鮮の人々に勇気を与えることができたら嬉しいです。

外国人でもなく日本人でもなく在日として生きること、私の本当の名前を掲げて生きることが、私にとって自然で一番心地良い状態です。その様なライフスタイルが、外面的な部分だけでなく、心の内側まで受け入れられる社会になることを願っています。

在日であることは、決してマイナスではなく、考え方次第でプラスにできる可能性を秘めています。日本の人々と仲良く明るい場所で共存していくことが、私たち在日韓国・朝鮮人の願いなのです。

# 外国人住民が住みやすい地域のために

「島根県在住外国人実態調査の結果から」

島根県環境生活部文化国際課

## 1）現状から

県内に住む外国人は平成17年12月末現在5,869人で、過去10年間で約2倍に増加しています。その多くは、同じ地域に住む住民でありながら、生活するうえで、様々な支障を感じていることを御存知ですか？

「ゴミの捨て方が書いてある手引きが読めない」「近所の人が何を言っているのかわからない」「もっと自治会に参加したい」など、様々な悩みや要望があります。

島根県では誰もが住みよい地域をめざし、様々な取り組みを行っています。

しかし、外国人住民がどのようなことに困り、どのようなことを必要としているかという声が聞こえてこなければ誤った施策を行ってしまいます。

島根県では、県内外国人住民のニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とするため、「島根県在住外国人実態調査」（以下「調査」）を行いました。先月その結果をまとめましたが、外国人住民は、「日本語教室の開催」、「日本文化や習慣等の講座の開催」などのサービスを希望し、また、「医療、病院、福祉」、「ゴミ出しなどの生活ルール、生活習慣」などの情報について母国語での提供を必要としていることがわかりました。

## 2）共生に向けて

この調査は5年前の平成12年度にはじめて行い、その調査結果を基に、島根県では財団法人しまね国際センターと協働して現在、以下の事業を行っています。

### ○日本語教室開設支援

平成12年当時、県内の日本語教室は12箇所ありましたが、十分な数ではなく、また地域的にも偏りがありました。そこで日本語ボランティアの養成講座実施から、教室立ち上げまでを総合的に支援し、新たな日本語教室の開設を促進しました。その結果、平成18年3月末現在では県内全域で26箇所の日本語教室が活動しています。

### ○外国人生活相談業務

日本で生活するうえでの悩み事の相談に対応するために、平成13年度から財団法人しまね国際センターに相談員を配置し、多言語で様々な相談を受けるほか、通訳者・翻訳者の手配等を行っています。

その他、外国人の児童生徒のために、「子どもサポーター」を県内の各学校に派遣したり、外国人住民に関する基本的な知識の習得及び情報交換を図るため、毎年「多文化共生セミナー」を開催しています。

そして、今回の平成17年度調査では上記内容に加えて新たに医療現場での通訳や、地域住民との交流を希望している声が増加し、それに対する施策を検討する必要があります。

外国人住民の数は年々増加傾向にあり、日本全国では平成17年末の外国人登録者数が初めて200万人を超えましたが、島根県も例外ではありません。また島根県の場合、数だけが単純に増加しているのではなく、国籍別の構成割合も変化しています（グラフ①）。定期的な調査を行って、外国人住民のニーズにあった施策を実施することが必要であると考えます。

## ①島根県内の国籍別外国人登録者数の推移（平成17年12月末）

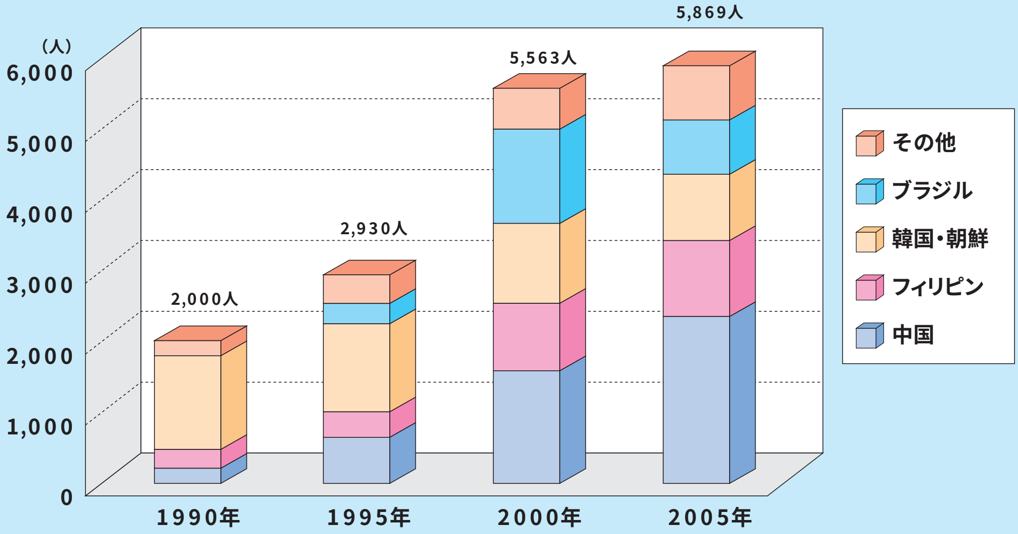


## ②島根県内の市町村別外国人登録者数

| 市町村別 | 人　数 | 市町村別 | 人　数 | 市町村別 | 人　数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 松江市 | 1,304 | 雲南市 | 318 | 邑南町 | 83 |
| 浜田市 | 687 | 東出雲町 | 65 | 津和野町 | 71 |
| 出雲市 | 1,452 | 奥出雲町 | 101 | 吉賀町 | 42 |
| 益田市 | 408 | 飯南町 | 47 | 隠岐の島町 | 83 |
| 大田市 | 316 | 斐川町 | 248 | 海士町 | 4 |
| 安来市 | 198 | 川本町 | 23 | 西ノ島町 | 7 |
| 江津市 | 379 | 美郷町 | 30 | 知夫村 | 3 |
| | | | | 合　計 | 5,869 |

## ③（財）しまね国際センター　相談件数

（単位:件数）

| 本所・支所別 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---|---|---|---|---|
| 本　所 | 59 | 122 | 133 | 172 |
| 西部支所 | 55 | 71 | 51 | 61 |
| 合　計 | 114 | 193 | 184 | 233 |

## ④（財）しまね国際センター　通訳翻訳を要した相談件数

（単位:件数）

| 本所・支所別 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---|---|---|---|---|
| 本　所 | 20 | 33 | 54 | 74 |
| 西部支所 | 16 | 35 | 22 | 26 |
| 合　計 | 36 | 68 | 76 | 100 |

# ～多文化共生社会をめざして～

## 「外国人生活相談を通して見えてくるもの」

（財）しまね国際センター

平成１２年度に島根県が行った「島根県在住外国人実態調査」の中で、外国籍の多くの方が、在住外国人のための相談業務の実施を希望されたのを受け、（財）しまね国際センターでは、平成１３年度に外国人住民のための相談員を配置いたしました。

島根県の東部地区を本所（松江）の相談員が、西部地区を西部支所（浜田）の相談員が生活相談に対応するほか、毎月各１回、行政書士による相談日を設けています。そしてそこには外国人住民の方からだけではなく日本人の方からの問い合わせも多く寄せられます。

主な相談内容としては、日本語学習、国際結婚、就労等に関わるビザや行政手続き、また医療・保健についてなど多岐に渡り、通訳・翻訳の依頼を含めその相談件数は年々増え続けています。

外国人住民が抱えている問題は、日本人の私達が抱えている問題とそれほど変わらず、適切な相談機関に行けば解決できる内容がほとんどです。外国人特有の相談では、国際結婚・離婚に関わるものなどがありますが、実は、これらについても、実際の手続きや複雑な問題に関してはそれぞれの専門機関をご紹介し、相談者が直接相談される事になります。

一方で、市町村からも“国際”“外国人”と名がつけばすべて当センターへご相談を受けることがありますが、その多くは言葉のサポートさえあれば、市町村の窓口で解決できる内容なのです。

近年「国際交流」という言葉に加えて、「多文化共生」という言葉を耳にされることがあるかと思います。これは、「外国人」と「日本人」と相対して考えることから一歩進んで、違う文化や背景を持った人々が共に生きるという考え方です。

日本では外国人住民が増え続けており、他県の一部の地域では外国人住民が多く集中して住んでいる地域ができて、日本人と外国人の比率が逆転しているところもあるそうです。島根県でも外国人登録者数は5,８００人を超えており、外国人住民を受け入れるというより、外国人住民とどのように共生するかという視点にたった取り組みが急務です。

将来的には「多文化共生」という言葉自体なくなり、外国人住民も日本人住民と同じぐらい快適に生活できる環境が整う日が来ることを願っています。外国人も同じ地域住民だと認識するだけでも大きな変化の一歩だと思います。外国人に対して日本人のやり方に同化するように促すのではなく、お互いの違いを認め尊重し合い、誰もが暮らしやすい社会を目指していきましょう。

### 生 活 相 談

（財）しまね国際センター本所
TEL：０８５２－３１－５０５６
受付：平日9:00～19:00
　　　土曜9:00～17:00
　　　日曜、祝日、年末年始を除く

（財）しまね国際センター西部支所
TEL：０８５５－２４－７４５６
受付：平日9:00～17:00
　　　土曜、日曜、祝日、年末年始を除く

# 人権いろいろ

## ～生き生きとした職場を乱すパワー・ハラスメント～

（株）クレオ・シー・キューブ代表　岡田 康子

パワー・ハラスメントまたはパワハラという言葉をご存知でしょうか。2001年に私たちが作った言葉ですが、簡単に言うと上司が部下に対して行う職権を使ったいやがらせのことです。「毎日のようにバカと言われている」「お前の代わりなんていくらでもいるんだ」などと人権を侵害したり、雇用不安を感じるような言動を行うことです。「はじめは自分のミスを指摘されたことからでした。しかしいつの間にか、その叱責内容は人格や家庭のことにまで及んでいきました」という相談のように、パワハラは次第にエスカレートしていくのがひとつの特徴です。

また、“ このやり方はわが社の伝統だ ”ということで、破廉恥な行為や強引なマネジメントがまかり通っている会社も多々あります。仕事の進め方や働き方が大きく変化する中で、会社の中では相変わらず「努力だ、根性だ」と部下指導を行ってはいないでしょうか。本当に今までのやり方でこの競争社会を生き残ることができるのでしょうか。ある調査によると、パワハラによって被害者本人のみならず、周囲の人の士気も下がると答えた人は95％もいました。パワハラを放置することは企業の損失と捉え、経営者や管理者には是非、働きやすい職場づくりに取り組んでいただきたいものです。

図はパワハラの判定基準です。レッドゾーンはパワハラと言う前に既に犯罪行為です。しかしこのような行為をされても働き続けたいと思っている以上、訴えることもできず、ひたすら我慢しているという人もたくさんいます。イエローゾーンは業務内容や状況に応じて違ってきますが、行き過ぎたり、繰り返し行われたりすればパワハラになるものを指しています。また、一見パワハラのようですがそうでないものもあります。組織の中で働く以上、辛くてもやり遂げなければならないこともあるでしょうし、規律を守ることも重要です。それを守らなければ叱られるのは当たり前ですし、調和を乱すものとして排除されてしまうこともあります。

### パワハラの判定基準

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| パワハラ | レッド | 頻度・回数 | 1回でも× | ①刑法に触れるもの<br>②不法行為の強要<br>③労働基準法に触れるもの<br>④明らかに基本的人権を侵すもの |
| | イエロー | | 大↔小 | ⑤人格を傷つける言動<br>⑥マネジメントの問題（・不適切な業務指示 ・行き過ぎた教育指導 ・好ましくない職場環境） |
| パワハラではない | | | | ①業務遂行上必要、かつ適切な指示<br>②正当な教育指導<br>③評価、待遇に対する根拠のない不満<br>④具体的ハラスメント行動がない |

パワハラは誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。被害を受けないためには自分の人権を侵害させないような毅然とした態度をとることが必要です。また、加害者にならないためには自分が優位な気持ちで相手に接していないかどうか、自分に与えられているパワーが相手にどのような影響を与えているか意識してみる必要があります。部下に比べて絶大なパワーを持っているのが上司です。上司と部下という組織の中での役割から設定された関係ではなく、相互に尊重しあえる関係作りがパワハラ防止の原点になるのではないでしょうか。

### あなたの「パワハラ加害者」度チェック

1 □ 出来の悪い部下ばかりを割り当てられる気がする。
2 □ 目障りに感じる部下がいる。
3 □ 部下の仕事の内容を把握していないことがある。
4 □ 部下に説教をよくする。
5 □ 部下を叱るとき、人前かどうかは気にしない。
6 □ 部下の人間性まで攻撃することがある。
7 □ 部下は自分の顔色を見て行動する。
8 □ 自分に異をとなえるものはいない。
9 □ 病気がち、休みがちな部下が多い。
10 □ 何人か一緒に辞めた部下がいる。

CHECK!!

（財）兵庫県人権啓発協会発行「KIZUNA」から転載

# 活動紹介

# 特定非営利活動法人
# 多文化共生と人権文化LAS

前　田　賢　龍

　ＮＰＯ法人多文化共生と人権文化ＬＡＳは、２００４年８月、益田市を活動地域の中心として発足し、人権教育の理念と多文化共生の思想を根底にし、出会い、学びあいを通じた人権文化のネットワークづくりに取り組んでいます。

　そして異なった国・地域・文化に生きる人々の社会参加と共生の実現、並びに現在も差別を受けている人々すべての人権が尊重される社会の実現をめざし種々の事業を実施しています。

## ◆LASとは・・

　法人名にあるＬＡＳとは、他人まかせにすることなく自ら学び（Learn）、人と人とのつながりの輪をひろげ（Appeal）、身近な課題を解決していく(Solution) ことをさしています。

　現在までの活動は、幅広い年齢層の参加を得て、主には、講演会を実施しています。そこでは、部落差別や在日コリアンの人々・ハンセン病元患者とその家族・アイヌの人々などに現在惹起している差別や偏見について、正しい知識と当事者に出会うことによって、差別や偏見を抱えたままにせず、一人ひとりが差別をなくしていく原動力となることを願いとして実施しています。またハンセン病療養所や韓国への訪問交流などを行っています。さらに同じ地域に暮らしていることを大切にし、益田圏域の在日コリアンの高齢者や在日外国人の方々と交流し、提起された課題解決を目指し、課題状況に応じた足元からの活動を展開しています。

## ◆LASのプログラム

　これまで、幾多の人々のたゆまない「いのち」をかけた歩みや、種々の人権啓発活動にもかかわらず、今なお差別や偏見は根強くあとをたちません。

　今後もＮＰＯ法人ＬＡＳでは、人権文化という、誰もが大切にされ、お互いが大切な存在として響きあう人のつながりを根底とした社会を求め、足元からの活動をしていきたいと考えています。

**連絡先**

**NPO法人　多文化共生と人権文化LAS**
事務局　〒699−3676
　　　　島根県益田市遠田町1451番地1
ＴＥＬ　０９０－１８９０－６７７６
E-mail：maeda-km@iwami.or.jp

**お知らせコーナー**

**イベント　「ヒューマンフェスタ2006」**
**日　　時　10月21日（土）10：00～　　場　　所　島根県芸術文化センター「グラントワ」（益田市）**
**内　　容　講演　白井のり子さん、演題「典子は、今」～あれから25年～今を大切に生きる**
**人権啓発ポスター表彰、人権啓発パネル展示、キャラクターショーなど**

## 人権啓発推進センターのご案内（http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/）

**人権啓発推進センター**
〒690-8501　松江市殿町１番地
TEL 0852-22-6476、6008
FAX 0852-22-9674
相談電話　TEL0852-22-7701

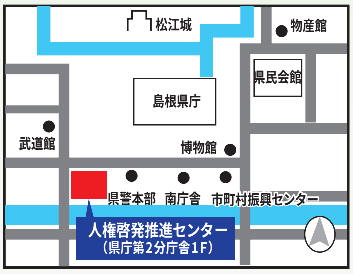

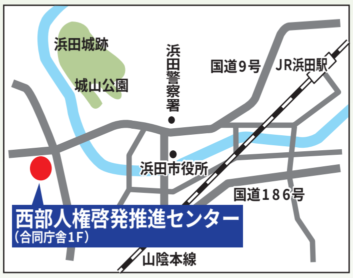
**西部人権啓発推進センター**
〒697-0041　浜田市片庭町２５４
TEL 0855-29-5503、5529
FAX 0855-29-5531
相談電話　TEL0855-29-5530